

京都市告示第670号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成28年3月18日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

森町六部町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、町内の繁栄に努め、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 市政の伝達に関すること。
- (2) 福祉増進に関すること。
- (3) 町内の美化衛生の向上に関すること。
- (4) 青少年の補導に寄与すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区域

- (1) 京都市中京区壬生森町16番地から16番地の2までの区域
- (2) 京都市中京区壬生森町35番地から37番地の15までの区域
- (3) 京都市中京区壬生森町38番地の1
- (4) 京都市中京区壬生森町43番地の1から43番地の9までの区域
- (5) 京都市中京区壬生森町49番地の1から49番地の14までの区域

4 主たる事務所

京都市中京区壬生森町49番地の7

5 代表者の氏名及び住所

山本泰彦

京都市中京区壬生森町49番地の7

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成28年3月16日

(文化市民局地域自治推進室)